

第 4 編 参考資料

1 使用材料等の変遷

表-4.1.1 配管材料の変遷

口径 (mm)	1964 S39以前	1964 S40	1973 S48	1975 S50	1976 S51	1977 S52	1986 S61	1987 S62	1988 S63	1994 H6	1996 H8	2005 H17	2014 H26	2016 H28	2020 R2	2025 R7	口径 (mm)	
給水管	13	鉛製給水管	S40	S48	S50	S51	S52	S61	S62	H6	H8	H17	H26	H28	R2	R7	13	
	20																20	
	25																25	
	30																30	
	40																40	
配水管	50	VP	VP	VP	VP	VP	VP	VP	VP	50								
	75	CIP	CIP	CIP	CIP	CIP	CIP	CIP	CIP	75								
	100	CIP	CIP	CIP	CIP	CIP	CIP	CIP	CIP	100								
	150																150	
	200																200	
	250																250	
	5																5	
	1000	1000																
	1100~	1100~																
																		50
																		75
																		100
																		150
																		200
																		250
																		5
																		1000
																		1100
備考	<p>給水管φ75~250は配水管と同一である。 ~S31まで 直管φ200未満は内面 無ライニング ~S32まで 直管φ150未満は内面 無ライニング ~S37まで 直管φ100未満は内面 無ライニング ~S41まで 直管φ75は内面 無ライニング ~S52まで 異形管は内面 無ライニング</p>																	

第4編 参考資料
第1章 使用材料等の変遷

	給水管	給水管継手	分岐	弁・止水栓	その他
S41				直結止水栓採用	
S43					加入金制度導入
S49					加入金改正
S50					開発行為及び道路位置指定の合同 検査開始
S51					施行基準初版発行
S52	ポリエチレン一層管採用	ポリフィッター採用			施行基準第1回改訂版発行
		青銅製伸縮継手採用			一般家庭口径φ20の指導開始
					加入金の適用基準一部改正
S53	鉛製給水管の使用廃止 (メーター上流側)				先行引込管に止水栓プラグ取付け 開始
					ポリエチレンスリーブにて鉛鉄管 の継手部を保護実施
S54				流量調整器採用 (φ50～250)	施行基準第2回改訂版発行
S55					高槻市水道事業給水工事公認業者 規程の制定
S56					給水パトロール開始
	VLP廃止 (φ30～50)	ポリエチレン継手JWWA型採用	サドル分水栓JWWA型採用 (接着付)	伸縮付直結止水栓採用	給水装置工事手数料定額化実施
S57	鉛製給水管廃止 (メーター下流側)	ガイドナット採用			給水台帳マイクログラ開始
					配水管(HIVP)との同時施行の 分岐は“チース分岐”を標準施工 と指導

第4編 参考資料
第1章 使用材料等の変遷

	給水管	給水管継手	分岐	弁・止水栓	その他
S58				ソフトシール仕切弁採用 (φ75～300) 逆止付玉形弁採用 (φ30～50)	施行基準第3回改訂版発行
S59					鋳鉄管ポリエチレンスリーブ保護 実施 水道用使用材料仕様書作成
S60				逆止付ボール止水栓採用 (φ13～25)	施行基準第4回改訂版発行 中高層建築物の事前協議開始
S61					保温チューブによる給水管保護実 施
S62			サドル付分水栓一体型採用	バタフライ弁 (φ75～1500) 青銅製ソフトシール弁採用	施行基準第5回改訂版発行
S63	ポリエチレン二層管採用 (φ13～25)			逆止付ボール止水栓のボールをコ ニカルに変更 ボール型地下式消火栓採用 (φ75) 流量調整器採用 (φ40)	施行基準の一部変更
H元					施行基準第6回改訂版発行
H3					小規模3階建物への直圧給水実施 給水台帳をマイクロフィルムから 光電子ファイリングシステムへ
H5					施行基準第7回改訂版発行
H6		フランジ付伸縮管の採用			3階建物への直圧給水適用拡大 先行整備の実施

第4編 参考資料
第1章 使用材料等の変遷

	給水管	給水管継手	分岐	弁・止水栓	その他
H7			防食密着コアの採用	ボール止水栓採用 (φ13～25)	
H9			サドル分水栓の密着コア対応型への変更	メーター用逆止弁(ガスケット一体型)採用(φ13～25)	施行基準第8回改訂版発行
H10					水道法の一部改正(指定給水装置工事事業者制度) 給水条例及び同施行規程の一部改正(給水工事手数料改定を含む) 指定給水装置工事事業者規程ならびに同違反処分基準の制定
					施行基準第9回改訂版発行
					材料共通仕様書の改訂(使用材料を登録制度へ変更)
					施行基準第10回改訂版発行
H11					建設省が地下埋設物の浅層埋設を指示、府・市道路管理者も対応 給水台帳の光電子外リテラチングシステムをEFSからMDSへ 次年度施行の直圧給水拡大のために給水系統を一部変更
H12					直結直圧給水装置設置基準ならびに3・4・5階直結直圧給水装置工事施行基準の制定 配水管負担金工事適用基準の改正
H13				メーター用逆止弁の一部使用変更	施行基準第11回改訂版発行
H14					3・4・5階直結直圧給水方式の実施 直結直圧給水方式の実施

第4編 参考資料
第1章 使用材料等の変遷

	給水管	給水管継手	分岐	弁・止水栓	その他
H15					施行基準第12回改訂版発行
H19				メーター用逆止弁（保護具付）の変更	メーターボックスの「市章」「高槻市」を「水マーク」に変更
H20				流量調整型逆止付止水栓の採用	施行基準第13回改訂版発行
H23					高槻市水道マッピングシステム導入に合わせて窓口タッチパネルによる情報提供開始 施行基準改訂に合わせてφ75の増圧装置の導入開始
H24					施行基準第14回改訂版発行 給水条例の一部改正に合わせて「高槻市水道事業条例」に改正
H25				メーター用逆止弁の仕様変更（本体一体型構造）	
H26		耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管透明継手の採用			
H27					施行基準第15回改訂版発行
H28			耐震形割T字管仕切弁付き・簡易弁付きの採用		
H29				ボール型地下式消火栓からリフト型地下式消火栓に変更	材料共通仕様書の改訂
H30					改正水道法施行（指定の更新制度） 加入金の適用基準一部改定
H31		ポリエチレン管金属継手（耐震型）の採用			
R02	給水管用高密度ポリエチレン管採用（φ30～50）	給水管用高密度ポリエチレン管継手採用（φ30～50）		高密度ポリエチレン管挿し口付青銅製ソフットシール弁採用（φ30～50） 高密度ポリエチレン管挿し口付甲型止水栓弁採用（φ30～50）	施行基準第16回改訂版発行

第4編 参考資料

第1章 使用材料等の変遷

	給水管	給水管継手	分岐	弁・止水栓	その他
R4					施行基準第17回改訂版発行
R05					施行基準第18回改訂版発行
R6					施行基準第19回改訂版発行
R07	ポリエチレン1種二層管採用口径 拡大(φ30~50)	ポリエチレン管金属継手の採用口 径拡大	耐震形制T字管簡易弁付き(φ 50)の採用	メーター用逆止弁の廃止	施行基準第20回改訂版発行
					施行基準第21回改訂版発行
					手数料の改定